

ごあいさつ

介護保険制度につきましては、平成12年(2000年)4月に施行されてから、9年を経過しようとしています。現在、本市の要介護認定者の数はおよそ1,300名であり、制度がスタートした当初の491名と比較すると、ゆうに2倍を超えており、高齢者の生活を支える制度として、定着してまいりました。

その一方で、介護給付費等も、決算ベースで平成12年度のおよそ8億円から、平成20年度の決算見込額はおよそ18億円と、倍増しております。

さて、国では、予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置などを内容とする介護保険制度の改正がなされ、平成18年4月から施行されたところであります。また、今回の平成21年度からの介護保険制度の見直しでは、要介護認定の際の項目等の見直しや介護報酬の3%の改定などが実施されることになっています。

これまで本市では、高齢者が地域でできるかぎり自立した生活を送ることができるよう、2か所の地域包括支援センターを設置し、介護サービス事業所などと連携して、地域の高齢者の介護予防や権利擁護など、きめ細かく高齢者を支援してまいりました。あわせて、介護予防を目的に、いろはカッピー体操の普及に努めるとともに、要支援や要介護状態となるおそれのある虚弱な高齢者、いわゆる特定高齢者を対象とした、運動器の機能向上・口腔指導などの事業も実施してまいりました。

今回の計画では、県内70市町村の中で、一番低い介護保険料(月額基準額2,842円)を維持しつつ、十分な介護サービス量を提供するとともに、必要な施策を展開するという難しい課題に真正面から取り組みました。このため、これまでの取り組みを踏まえ、地域包括支援センターの増設やグループホームなどの地域密着型サービスの提供など、認知症高齢者にも対応するとともに、志木市独自の施策として、志木市立市民病院の訪問看護ステーションを活用して、24時間体制の訪問看護サービスの実施や市民病院の管理栄養士による在宅での栄養指導を実施してまいります。これにより、市民病院を活用した地域福祉と医療の連携した施策が、はじめて政策的に推進されていくこととなりました。

いずれにいたしましても、健康・医療・福祉の分野での施策の充実に取り組み、高齢者がそれぞれの地域で、安心・安全に元気で生活できるコミュニティを構築してまいりたいと考えておりますので、市民のみなさまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

むすびに、計画の策定にあたりましては、長期にわたり多大なご尽力を賜りました審議会並びに策定委員会のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位、さらにアンケート調査にご協力をいただきました市民のみなさまに、心から感謝を申し上げます。

平成21年3月

志木市長 長 沼 明

